

警察本部
警察学校
警察署

三重県警察水上警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

平成6年10月17日

三重県警察本部長 柳澤 昊

三重県警察水上警察隊の運営に関する訓令

改正 平13本部訓令第3号、平18第14号、平19第10号、平25第3号、平29第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察水上警察隊（以下「水上警察隊」という。）の運営及び活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域部地域課に水上警察隊を置く。

(任務)

第3条 水上警察隊は、警察用船舶（以下「船舶」という。）を運用し、第4条に定める活動水域（以下「活動水域」という。）において、警察法（昭和29年法律第162号）第2条に定める警察の責務の遂行に当たるものとする。

(編成等)

第4条 水上警察隊の名称、活動拠点、船舶名及び活動水域は次表のとおりとする。

名称	活動拠点	船舶名	活動水域
本部水上隊	地域部地域課	かすみ	県下全域の平水及び沿海水域
第一水上隊	四日市南警察署	しろちどり	桑名警察署、四日市北警察署、四日市南警察署及び鈴鹿警察署管内の平水水域
第二水上隊	鳥羽警察署	あらしま	県下全域の平水及び沿海水域

2 活動拠点ごとに拠点隊長を置き、活動拠点の所属に勤務する警部又は警部補の階級にある警察官又は技官の中から警察本部長（本部水上隊の警部補にあつては地域部地域課長（以下「地域課長」という。））が指定する。

3 隊員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、当該各号に定める者の中から警察本部長（本部水上隊の隊員にあつては地域課長）が指定する。

- (1) 乗組船員 活動拠点の所属に勤務する技官のうち、所要の資格を有する者
- (2) 乗組警察官 活動拠点の所属に勤務する警察官のうち、所要の資格を有する者

4 船舶ごとに所要の船長及び機関長等を置き、拠点隊長又は隊員の中から地域課長が指名する。
(地域課長、水上警察隊長等の職務)

第5条 地域課長は、三重県の平水及び沿海水域における事件事故その他の警察事象（以下「事件事故等」という。）の発生状況に即し、水上警察隊の効率的な運営を図るものとする。

2 水上警察隊長は、水上警察隊の円滑な運営を図るため、上司の命を受け、拠点隊長及び隊員（以下「水上隊勤務員」という。）の指揮監督を行うものとする。

3 拠点隊長は、上司の命を受け、水上警察隊長を補佐して、活動水域における警察活動に関し隊員を指揮監督するとともに、相互に連絡協調を図るものとする。

4 船長は、隊員を指揮監督し、船舶の保全、整備等に努めるとともに、船員法（昭和22年法律第100号）第2章に準拠してその職務を行う。

(指揮監督上の留意事項)

第6条 地域課長及び水上警察隊長は、水上隊勤務員の勤務実態を把握し、技能、経験等に応じて、具体的に指揮及び指導を行うとともに、気象、船舶の運行等に必要な知識及び技能を習熟させるように努めなければならない。

(勤務制)

第7条 本部水上隊の勤務制は、三重県警察の処務および勤務に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第10号）第17条第1項第2号に規定する日勤制勤務（一部毎日勤務又は毎日勤務）とする。ただし、地域課長は公務のため必要と認める場合は、警察本部長の承認を得て勤務制を変更することができる。

2 第一水上隊及び第二水上隊の勤務制は、地域警察の運営に関する訓令（平成9年三重県警察本部訓令第10号）第9条の定めるところによる。ただし、地域課長は、水上警察隊の運用に必要と認める場合は、勤務制の変更を活動拠点の警察署長（以下「拠点署長」という。）に依頼することができる。

(勤務計画)

第8条 拠点隊長は、隊員及び船舶の運用について翌月の月間勤務計画（様式第1）を作成し、水上警察隊長を経て地域課長及び当該拠点署長に報告するものとする。

(指揮)

第9条 水上警察隊の指揮は、地域課長の命を受け、水上警察隊長が行う。ただし、事件事故等の発生地又は検挙地を管轄する警察署長にその指揮を委ねた方が有効であると認めた場合は、当該警察署長に一時的にこれを委ねることができる。

(勤務変更)

第10条 拠点隊長は、気象又は活動水域における事象の変化に応じて必要があると認めるときは、水上警察隊長の承認を得て、隊員の勤務及び船舶の運用について変更することができる。

2 隊員は、気象又は活動水域における事象の変化に応じて勤務変更をしようとするときは、あらかじめ拠点隊長の承認を受けなければならない。

3 第一項又は前項に規定する承認を受けるいとまのないときは、必要な措置をとった後、その経過を速やかに報告するものとする。

4 拠点隊長は、勤務変更を行い、又はその報告を受けたときは、速やかに水上警察隊長を経て地域課長及び当該拠点署長に報告するものとする。

(活動状況等の報告)

第11条 水上隊勤務員は、当日の勤務計画並びに活動の状況及び活動中に取り扱った事項を勤務日誌(様式第2)に記録し、速やかに、拠点隊長を経て活動拠点の所属長に報告するものとする。

2 水上隊勤務員は、勤務中に取り扱った事件事故等その他必要な事項について、引継簿(様式第3)により、翌日の勤務員に引き継ぐものとする。

3 水上隊勤務員は、月間の活動結果を月間活動状況表(様式第4)により、拠点隊長及び水上警察隊長を経て地域課長及び当該拠点署長に報告するものとする。

(通常基本勤務の方法)

第12条 水上警察隊の通常基本勤務は、船舶警ら及び待機の勤務方法により行うものとする。

(船舶警ら)

第13条 船舶警らは、船舶によりあらかじめ定められた活動水域を巡航し、又は停泊する船舶を訪問することにより、事件事故等の予防及び検挙、水上関係法令違反の取締りその他活動水域等の実態把握に当たるものとする。

(警ら区等の指定)

第14条 地域課長は、船舶警らを効率的に行わせるため、活動水域における事件事故等の発生状況を勘案し、警ら区及び警ら要点を指定することができる。

(待機)

第15条 待機は、事件事故等の発生に備え無線通話の聴守に努めるほか、直ちに出勤できる態勢を保持するものとする。

(特別勤務)

第16条 地域課長は、水上警察隊の任務を達成するため必要があると認めるときは、水上隊勤務員に次に掲げる特別勤務を行わせるものとする。

- (1) 活動水域において事件事故等が発生した場合の初動活動
- (2) 活動水域における水難救助及び行方不明者の捜索
- (3) 活動水域における警戒警備
- (4) その他地域課長が必要と認める活動

(取扱事案の引継ぎ)

第17条 水上警察隊が取り扱った事件事故等は、発生地又は検挙地を管轄する警察署(以下「所轄警察署」という。)にその事務を引き継ぐものとする。

2 地域課長は、水上警察隊が現に処理している事案について、事後において所轄警察署による

所要の措置が必要と認めるときは、速やかに所轄警察署長に事案の概要を通報するものとする。

3 前項の通報を受けた警察署長は、水上警察隊が行う初動的な措置について、必要な指示を行うことができる。

(応援派遣)

第18条 地域課長は、事件事故等の処理のため、所属長から出動要請があった場合は、必要に応じて拠点署長と協議した上で、当該出動要請に適切な活動拠点の船舶及び水上隊勤務員を応援派遣するものとする。

2 前項の要請は、あらかじめ船舶出動要請書(様式第5)を地域課長に提出して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後速やかに必要な手続きをとるものとする。

3 第1項の規定に基づき出動した船舶及び水上隊勤務員は、応援派遣要請をした警察署長等の指揮に従うものとする。

(総合運用)

第19条 地域課長は、水上警察活動を遂行する上で必要があると認めた場合、拠点署長と協議した上で水上隊勤務員、船舶及び装備品を総合的に運用できるものとする。

(相互連携)

第20条 地域課長及び水上警察隊長は、警察署その他の所属及び関係機関と緊密な連携を図り、水上警察隊の機能が十分発揮できるように努めなければならない。

2 拠点署長は、水上警察隊の運営に関し、積極的に協力しなければならない。

(備付け簿冊)

第21条 次の表の左欄に掲げる船舶に、それぞれ同表の右欄に掲げる簿冊を備え付けるものとする。

船舶名	簿冊名
かすみ	航海日誌、海員名簿、無線業務日誌
しろちどり	航海日誌、無線業務日誌
あらしま	航海日誌、海員名簿、無線業務日誌

(その他)

第22条 この訓令に定めるもののほか、水上警察隊の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年10月17日から施行する。

附 則 [平成13年3月14日 三重県警察本部訓令第3号]

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 〔平成18年4月13日 三重県警察本部訓令第14号〕

この訓令は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 〔平成19年3月12日 三重県警察本部訓令第10号〕

この訓令中第1条の規定は平成19年3月19日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 〔平成25年3月18日 三重県警察本部訓令第3号〕

この訓令は、平成25年3月25日から施行する。

附 則 〔平成29年3月28日 三重県警察本部訓令第6号〕

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

様式第2 (第11条関係)

月 日 曜日		勤務 日別	日 当 非 労 ()		活 動 重 点																						
天候					指 示 事 項																						
時 間 帯		A					B					C			D					E							
		8:30	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8:30	
活 動 区 分																											
巡 視 等																											
事 項			数		記 事																						

様式第5（第18条関係）

地域部地域課長 殿

警察署長

船舶出動要請書

次のとおり警察用船舶の出動を要請します。

出動必要年月日	平成 年 月 日				
到着希望の日時 及び場所	日時				
	場所				
活動水域					
出動必要隻数	必要隻数				
目的					
警察官の乗船希望	有	無	乗船希望人員	名	
連絡先	係名		氏名		番号